

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。
(少しずつ秋らしくなってきた…2019年度農水省予算概算要求2.7兆円…全国高等学校野球選手権大会で秋田県立金足農高校が準優勝など時事あいさつ～省略)
皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。
それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。
開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。
また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。
それでは、ただいまから平成30年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。
(とき：午後2時7分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。
3番 田島 茂 委員、4番 清田義幸 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。
まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第8回定例総会から本日の平成30年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。
まずは、資料1をご覧ください。
その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)
私からの報告は、以上です。続きまして、各種報告ですが、本日は農政委員会から報告があります。工藤妙子委員よろしくお願いします。

12番委員

農政委員長の工藤です。農政委員会からお礼とお願いを申し上げたいと思います。
まず、豊後大野市農業委員会だより第19号の発行についてですが、8月31日に発行し、市内全戸に配布を済ませたところです。すでにお目通しだと思われませんが、発行に際しましては、農政委員をはじめ委員皆様方のご協力をいただきました。お礼を申し上げます。
なお、次回第20号は来年の3月1日発行予定です。皆様のご協力をお願いします。
次に先月31日に別府市で開催された農業者年金特別研修にて、加入目標3名に対して目標を達成したということで、加入推進優秀賞を受賞致しました。ご協力ありがとうございました。今年度の加入目標は4名となっていますので引き続き加入推進にご協力をお願いします。
最後に、「明日の農政を考える集い」についてですが、先ほど事務局から説明がありまして、午後5時から受付、午後5時30分より開催されますので、皆様のご出

席をお願いします。以上、農政委員会からお礼とお願いを申し上げます。

議長 本日の報告事項は以上のようなようです。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、議案第 55 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 55 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 30 年 9 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の案件を 13 番 神田隆善 委員をお願いいたします。

13 番委員 13 番三重の神田隆善です。9 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、当該地付近の農地を借り受け、耕作を予定している者から、位置的に利便性のよい本土地に農業用倉庫と農機具駐車場を整備してほしいとの申し入れがあったので、用地提供するため用途変更をお願いしたい。とのことであります。許可基準は第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b の「農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当し、農地転用の許可の可否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、農用区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能である。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の案件を 8 番 小野伊八郎 委員をお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。9 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請者は年齢的に水田耕作が困難となり、後継者もないため、当該地については 3 年前から休耕し、一部を菜園として利用している。平成 30 年 2 月に桜の苗木 15 本を植樹しているが、今後は追加で 9 本植え、植樹用地として管理していきたいので除外をお願いしたい。ということで申請を行ったそうであります。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地

に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当し、農地転用の許可の可否は、第4条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるということでもあります。以上、報告します。

議長 次は、番号3番の案件を7番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7番委員 千歳の森田孝市です。9月5日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。変更理由は、申請地の隣地は自身が経営する工務店が事業用地として利用しているが、現在、手狭となっているため、既存施設を拡張するために、申請地の除外をお願いしたい。とのことでもあります。変更後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。許可基準は、第2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)の既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、第1種農地に該当するが、例外的に許可できる既存施設の拡張に該当するため転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 次は、番号4番の案件を5番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の木津一秀です。9月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。変更理由は、申請地の隣地は、社会福祉法人 ●●●●が、障がい者のための生活介護事業を行っている施設がある。このたび、●●●●から「既存の施設だけでは事業用の部屋等が不足しているため、施設拡張用地として土地を譲ってほしい」との申し入れがあったため、用地提供するために、除外をお願いしたい。とのことでもあります。変更後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。許可基準は、第2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)の既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、第1種農地に該当するが、例外的に許可できる既存施設の拡張に該当するため転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第55号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第55号については、意見を求められております。

審査報告は、番号1番から番号4番までの4案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 55 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 9 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 30 年 9 月 18 日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6 ページをお開きください。議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 9 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 7 ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 56 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 57 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案

第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後 2 時 33 分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後 2 時 34 分)

議長 次に議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。

「議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、17 番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17 番委員 17 番三重の神田喜生です。9 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●株式会社代表取締役 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、申請地を相続しましたが、市外在住で農地の管理が困難なため、知人の譲受人に相談しました。

譲受人は、パクチー、チンゲンサイ等を生産加工販売する農地所有適格法人で、申請地にイチヨウが植栽されていることから、取扱品目が増えることが見込まれるため、売買での話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、47 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

続きまして番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 有限会社 ●●● 代表取締役 ●●●●●●●●●●さんから譲受人 ●●●●●●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、平成 26 年 7 月より経営悪化のため、事業休止状態となり、農地の売却を考えていました。譲受人は、大分市で小ねぎの水耕栽培に取り組んでいますが、規模拡大を考えて、事業候補地を探し検討していたところ、譲渡人の所有する農地を知り、双方で協議した結果、売買の話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、107 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次、番号3番の1案件を28番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28番委員 緒方の甲斐文義です。9月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は県外在住で、後継者もなく、申請地の管理が困難であったので、農地の整理を検討し、近接地に居住する、親戚である譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自宅に近く利便性が良いことから、贈与で話がまとまり今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は379アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第58号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第58号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第58号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手多数です。

議長 挙手多数により議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を3番 田島 茂 委員にお願いいたします。

3番委員 3番緒方の田島 茂です。9月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、現在、今回申請地の一体利用地である緒方町軸丸字深迫 2751番3の空き家を売却する話を進めており、その際、申請地も併せて売却したいと考えました。

申請地の一部は、申請者の父が転用許可を受けないまま、平成元年1月頃に農業用兼事業用倉庫を建築し、その後、平成2年1月頃に増築を行いました。残ったのは山際の矮小な農地で、生産性が低いため、庭として整備する計画を立てた際、転用の許可が必要な事が分かり、無断転用の是正及び追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第59号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第59号の番号1番の1案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第59号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の1案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員 13番 三重の神田隆善です。9月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人有限会社花の荘代表取締役高橋道男さんから譲受人河邊国彦さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。申請地は、譲渡人である有限会社●●●が、平成19年4月に農業用施設用地として農地法第5条許可を受けて、進入路・取水施設を整備しましたが、計画していた資材倉庫が整備できないまま、経営悪化により事業を休止することとなりました。譲受人は、今回農地

法第3条番号2番で申請する農地の売買に、申請地が付随するため、当初計画から育苗ハウス及び水タンクの設置への計画変更により事業を承継して、今回、農地転用事業計画変更申請と同時に5条申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のb農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第60号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第60号の番号1番の1案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第60号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第61号現況証明(非農地証明)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第61号 現況証明(非農地証明)について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番及び番号2番の2案件について地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件について、13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員 13番 三重の神田隆善です。9月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山林化されたクヌギに囲まれた中にあり日陰で、水利もないため農地として利用できず、耕作を放棄しました。現状は笹竹が生い茂り、所々に雑木があります。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。9 月 6 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、元々山際の耕作条件の悪い農地であったが、周囲が原野化したこともあり、30 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 61 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 61 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 61 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 61 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 62 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 62 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の 1 案件を、3 番 田島 茂 委員と 29 番 古澤正義 委員にお願いし

ます。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。

これもちまして、平成30年第9回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時8分)

議事録署名委員 3番委員 田島 茂

” 4番委員 清田 義幸